

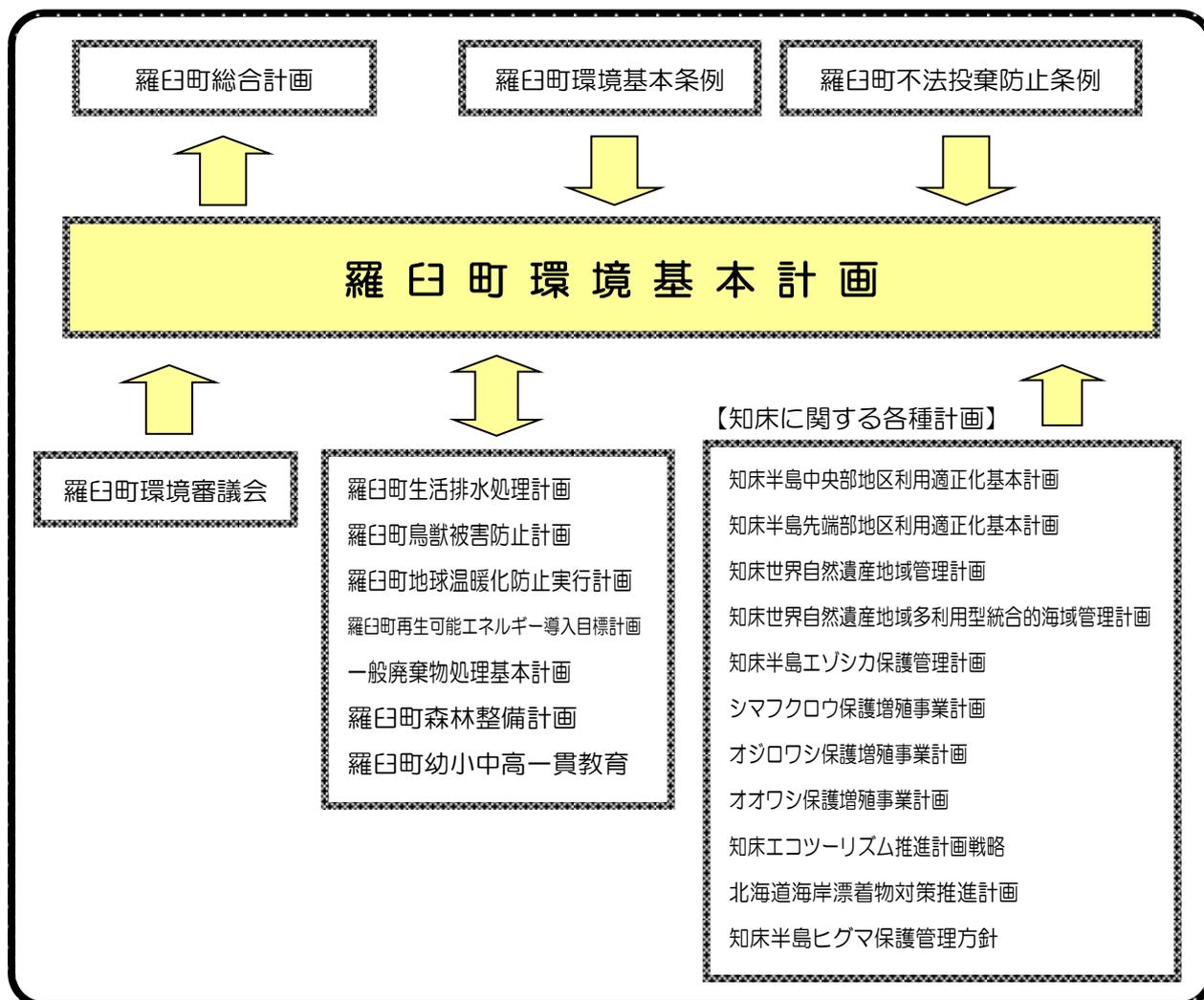
羅臼町第3期環境基本計画 (ダイジェスト版)

1. 羅臼町環境基本計画とは

本計画は、「羅臼町環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や基本的な計画を定めたものです。

そして、本計画では近年世界的に大きな課題となっている地球環境保全に地域から積極的に取り組むとともに、町が世界に誇る貴重な財産である自然を守り育てることによって、町民の生活をより快適でうるおい豊かなものにする事と、地域の活力と魅力を高めていくことを目的としています。

【計画策定イメージ】



2. 計画策定の視点

本計画は環境問題の中で最大の課題とされている地球温暖化対策を意識しながら、雄大な自然に恵まれた地域で生活する私たちの身近な環境問題に視点をおき計画を策定します。

地球環境	… 地球環境保全を意識した環境形成 [地球温暖化、エネルギーの有効利用]
生活環境	… 健康で安心して生活できる環境形成 [大気、水質、土壌 等]
自然環境	… 人と自然が共生する豊かな環境形成 [動植物、海洋、水辺、森林 等]
快適な環境	… 心の豊かさを感じることができる環境形成 [歴史や文化、美しい景観 等]
循環型環境	… ライフスタイルを見直し環境に配慮した生活 [廃棄物、資源リサイクル、合併処理浄化槽、環境教育 等]

3. 計画の期間

羅臼町総合計画との整合性を図ることが重要であるため、羅臼町総合計画の見直し作業に合わせて本計画の見直しを行ないます。

また、本計画の期間は、羅臼町第8期総合計画に合わせて令和6年度から令和13年度までの8ヵ年とします。

4. 施策の推進

施策の推進にあたっては、「2.計画策定の視点」にあるとおり、私たちの身近な環境問題に視点をおき、5つの柱で構成し計画を策定しています。

なお、本編には、推進目標のほか現状、課題、具体的施策を記載していますが、このうち推進目標及び具体的施策のみ抜粋して掲載します。

1. 地球環境保全を意識した環境形成【地球環境】

推進目標 町民一人ひとりが地域環境保全に対する問題意識を高め、低炭素社会の構築を目指します。

① 地球温暖化防止

[地球温暖化防止]

- ・適切な冷暖房温度の設定や節電、エコドライブの実践、公共交通機関の利用など、日常生活において環境への負荷の少ない行動を心がけます。
- ・省エネ・再生可能エネルギー関連機器・設備の購入、環境負荷の少ない商品やサービスの選択など、環境に配慮した商品等の利用を促進します。
- ・地球温暖化防止に関する現状や取り組みについて、情報収集や情報提供をします。
- ・低公害車の購入の推進について検討します。
- ・家庭で出来る環境家計簿を推進し、地球温暖化に対する意識の向上に努めます。
- ・庁内では、第3次羅臼町地球温暖化防止実行計画を基に排出抑制に取り組みます。
- ・森林の維持、整備、植樹等を推進します。
- ・4Rを推進します。
- ・町、町民、事業者が一体となり進めていくための推進体制を構築します。

[オゾン層の保護]

- ・フロン類の適切な分別、回収、処理等の適正管理が行われるよう、普及啓発や監視・指導を強化します。
- ・オゾン層保護、ノンフロン製品に関する情報提供を推進します。
- ・フロン類等のオゾン層破壊物質を含まない製品を購入、使用します。

② エネルギー有効活用

- 地熱エネルギーの安定的な供給を図るため、既存井戸及び閉塞井戸の増掘等を行いません。
- 地熱エネルギーを活用した小規模バイナリー発電の導入実現に向け取り組みます。
- 地熱エネルギー以外の再生可能エネルギーの活用について検討を進めます。
- 新エネルギー、省エネルギーの情報収集を行ない、活用と情報提供を行ないます。
- 省エネルギー機器の購入に係る補助制度を普及・推進し電化製品の更新を図ります。

2. 健康で安心して生活できる環境形成【生活環境】

推進目標 きれいな空気、きれいな川、きれいな水等を守り、健康で安心して暮らせる住み良いまちづくりを進めます。

① 大気環境の保全

- 焼却炉及び煙突等の解体・撤去を早くできるよう検討します。
- 野外焼却を行った者については、指導及び厳重注意を行なうとともに警察や海上保安との連携を強化し取締りを行います。
- 広報等の情報提供や定期的なパトロールを実施しながら野焼きゼロを目指します。
- 駐停車時のアイドリング・ストップを推進します。
- 環境保全の意識を高めるため、環境教育や啓発活動を行います。

② 水質環境と土壌環境の保全

- 水道水は今後も「安心・安全」な水を供給するよう努めます。
- 羅臼川簡易浄化事業を継続しながら、市街地区の家庭等へ合併処理浄化槽の設置を推進します。
- 今後も町内河川の継続的な水質検査を実施し、必要に応じて土壌検査を実施します。
- 生活雑排水が及ぼす影響を周知し、手作り石鹸の活用及び廃食油の回収を推進します。

3. 人と自然が共生する豊かな環境形成【自然環境】

推進目標 自然環境の保全に努め、人と自然が共生する豊かなまちづくりを進めます。

① 海洋生態系の保全

- ・ 知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画を活用し、海洋生態系の保全と持続可能な漁業活動を推進します。
- ・ 町民へ漁業資源が豊かな理由や海洋環境について科学的な面から伝えるなどし、保全意識の啓発を図ります。
- ・ 船舶事故等の油流出による被害を想定し、国や道・町の関係機関が協力して具体的な油防除対策を検討していきます。
- ・ 海岸線の漂流、漂着物についてはボランティア活動を含む清掃活動を定期的実施します。
- ・ 沿岸域の海中に流出、投棄されている廃棄物等について、関係機関と連携を図りながら廃棄物等の調査、計画的な回収を検討していきます。

② 森林環境の保全

- ・ 自然環境や生活環境に密着する森林環境の保全に努めます。
- ・ 間伐の実施及び的確な更新による健全な森林環境整備に努めます。
- ・ 植樹や森林環境教育等の活動ができる環境整備に努めます。
- ・ 関係行政機関と連携し、防鹿柵や樹皮保護ネット等の設置及びエゾシカの捕獲について実施を検討します。
- ・ 保護地域内の違法行為の監視に努めます。

③ 野生動植物の保護管理

- ・ 野生鳥獣の生態についての学習を実施します。(児童、生徒、一般町民)
- ・ シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の希少種について、その生態の把握に努めるとともに、正しい知識を習得し、保護・保全の意識の高揚に努めていきます。
- ・ シマフクロウ、オオワシ、オジロワシについては、各種の保護増殖事業計画の事業目標達成にむけて関係団体と連携して取組を推進します。
- ・ 生活環境被害を生じさせる鳥獣の捕獲を実施します。
- ・ ヒグマを誘引しないための方策の普及と指導に努めます。
- ・ エゾシカやヒグマ等が生活圏に侵入しないための対策を実施します。

- これまでのオオセグロカモメ生息調査結果等を参考に対策を検討します。
- 関係行政機関で策定された知床半島ヒグマ管理計画に基づき対応を進めます。
- 道条例に基づき特定動物へのエサやり行為及び鉛弾所持の禁止について指導します。

④ 外来種対策の推進

- 外来種被害予防三原則（入れない・捨てない・広げない）に則り、関係機関と連携し外来種対策を推進します。
- 外来種に関する啓発を実施します。
- 特定外来生物の駆除を実施します。
- 在来種に影響を及ぼす放流等の危険性を周知します。

⑤ 自然と緑とのふれあい作りの推進

- 教育委員会事業や幼小中高一貫教育を活用した児童、生徒への啓発を実施します。
- 豊かな原生自然を活用した普及啓発事業を実施します。
- 清掃活動を継続します。
- 知床エコツーリズム戦略を活用して適正な事業推進を図ります。
- 羅臼海域連絡協議会での議論を推進し、鯨類や海ワシ類をはじめとする海域の野生動物の保護と、持続可能な利用の両立を図ります。

4. 心の豊かさを感じることができる環境形成【快適な環境】

推進目標 羅臼町独自の歴史的文化的資源や自然、風土を守り魅力あるまちづくりを進めます。

① 歴史・文化の保全

- 遺跡やそこに包み含まれる埋蔵文化財は、適切な状態で保存します。
- 過去の発掘調査で出土した貴重な考古資料などは整備された環境の中で展示、公開し多文化、多民族に対する理解を深めていきます。
- 歴史的に重要な史跡や記念碑、伝統芸能などについてもその保護、保全と意識の啓発に努めます。
- 道指定の天然記念物については継続的な調査を行い、その実態の把握に努めるとともに、正しい知識の習得と保護、保全の意識の高揚に努めていきます。
また、生息地周辺の環境の保全、整備に努めていきます。

② 美しい景観づくり

- ・ 羅臼町総合計画に美しい景観づくりに配慮した町づくりの施策を盛り込み、景観づくりの推進に努めます。
- ・ 関係機関、団体等と調整しながら unnecessary 看板や違法看板の撤去を行います。
- ・ 雪崩防止柵や工事看板等は景観に配慮した設置を要望します。
- ・ 知床岬のごみ拾い活動を継続して実施します。
- ・ 海岸線の漂着物については国や北海道と協議を進めます。
- ・ 所有者と連絡を取り、空き家の解消に向け指導等を行います。

5. ライフスタイルを見直し環境に配慮した生活【循環型環境】

推進目標 一般廃棄物の減量化と適正処理、資源リサイクルの推進や生活排水対策等の普及を進め、環境に配慮した生活に変えていきます。

① ごみの減量化

- ・ 現行の戸別収集体制及び収集回数を維持します。
- ・ 広報等によりごみの減量化のPR活動を推進します。
- ・ 生ごみ処理機を普及・推進し、ごみの減量化を図ります。
- ・ 羅臼町女性団体連絡協議会の取り組み（買い物袋持参運動等）を推奨します。
- ・ 観光客専用ごみ袋の利用について、普及啓発をするとともに広域での取組が出来ないか模索します。

② 町内の不法投棄

- ・ 広報や看板による不法投棄根絶のPR活動を推進します。
- ・ 各団体の活動（清掃・啓発）を活発化させ、ごみ問題に対する意識の高揚を図ります。
- ・ 「ねむろ自然の番人宣言羅臼町認定事業所」の活動を推進し、不法投棄やポイ捨て等の監視体制を強化します。
- ・ 関係機関と連携し巡回・監視を強化します。
- ・ パトロール巡回を月に2回行い、町内の不法投棄状況を詳しく把握します。
- ・ 不法投棄物の内容を精査し、効果的な対策を打てるよう情報収集します。
- ・ 町内のポイ捨てを含め不法投棄が、自分たちの生活へ与える影響を自覚できるよう、環境保全の意識を高めるために、町民への環境教育や、啓発活動を行います。

③ 資源リサイクル運動

- ・町内会単位等のリサイクル活動への支援をします。
- ・広報等を通して分別強化を徹底します。
- ・地球環境に優しくクリーンなエコ洗剤・燃料等の活用を推進します。
- ・(株)ジモティーのサイトの普及に努めリユース意識の向上を図ります。

④ 合併処理浄化槽の推進

- ・合併処理浄化槽の普及促進および適正管理の広報等を強化します。
- ・合併処理浄化槽未設置者（単独処理浄化槽設置者も含む）には、引き続き生活雑排水の処理を進めるため合併処理浄化槽の設置を推進していきます。
- ・設置希望者に対する設置・改修費用の助成および自己資金分の貸付（町内金融機関へ貸付業務委託）に対する利子補給を継続します。
- ・既存住宅への設置の増加方法及び、合併処理浄化槽設置困難地区の生活排水処理対策について検討していきます。
- ・市街地区の合併処理浄化槽普及実態調査を実施します。

⑤ 環境教育の推進

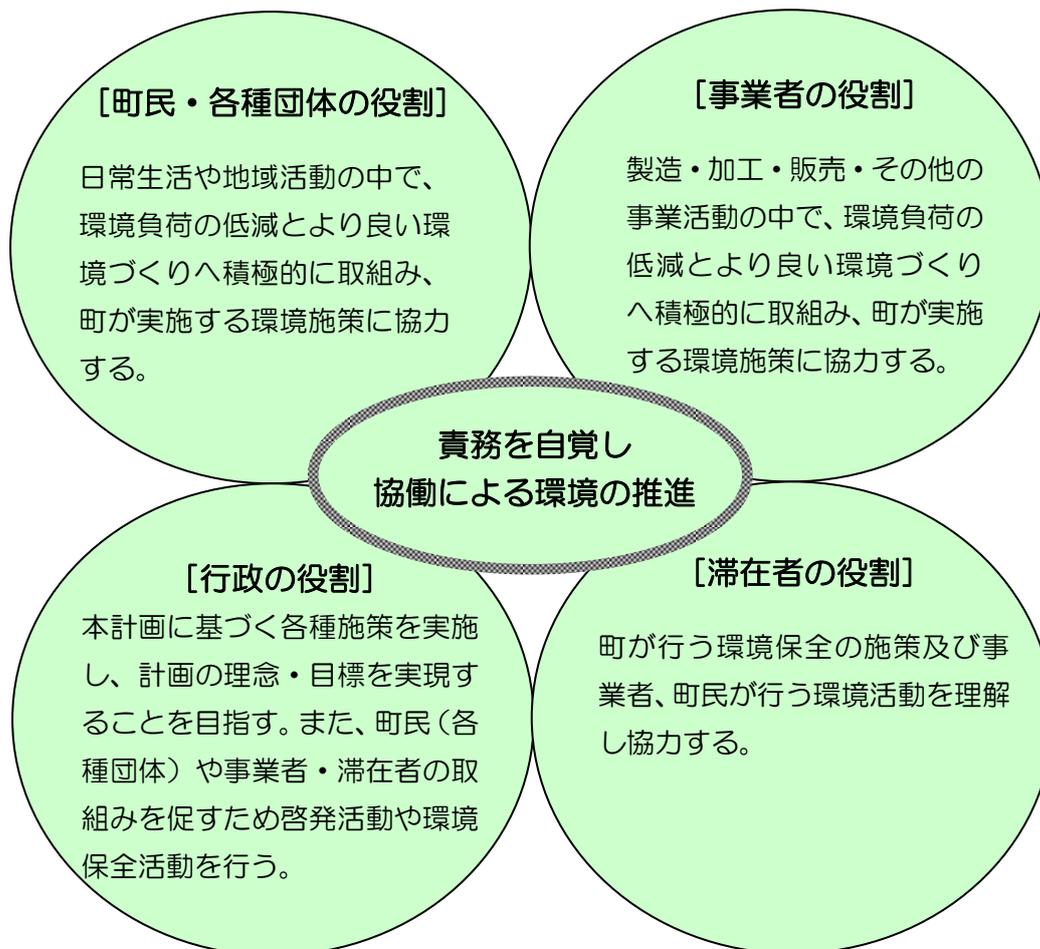
- ・各校・園でE S Dを基底に据えた年間の学校経営計画を立案します。
- ・「ふるさと体験教室」「ふるさと少年探険隊」「ゴミ関係施設の見学」などの自然体験教育や環境教育の実施を継続します。

6. 施策推進のための役割

① 行政、事業所、町民、滞在者の役割

【環境基本計画を推進するために】

より良い環境を守り育てていくためには、行政だけが進めていくのではなく、町民の日常生活や各種団体・事業者・羅臼町を訪れる滞在者など、全ての方々が環境に配慮した行動や保全活動など、それぞれの役割に応じた行動をとることが不可欠であり、それぞれの立場で行う活動が効率良く行われ最大限の効果を生み出すには協働による連携が必要となります。



② 計画の推進

本計画に位置づけられた取り組みの中には、すでに実行されており今後も継続または充実させていくものや、新たに取り組んでいくものなどがあります。

それらについて、広報誌や町のホームページなどを通じて、本計画の取り組み内容や進捗状況を随時 PR し、計画期間中、みんなで共有・尊重・協力しあいながら一つ一つ取り組みを進めていきます。

また、町は年度予算の編成において、本計画にかかわる予算の確保に努めるとともに、計画の実施に向けて関係機関などに協力を呼びかけていきます。

③ 計画の管理と見直し

町は、本計画の進行管理を行いません。毎年度、本計画に沿った取り組みがどの程度実行されたかを把握し、その結果を踏まえて次年度の取り組み内容の見直しや新たな事業の立案、予算編成に反映させていきます。

また、本計画の計画期間は、令和6年度から令和13年度までの8ヵ年としていますが、国際的な動向や国、道などの政策の動向を把握し、必要と判断された場合には計画の見直しを行いません。